

## 大阪府生活環境保全条例等の改正に関する 事業者向け説明会

# 府条例に基づく大気規制の 見直し内容について

大阪府環境農林水産部環境管理室  
事業所指導課大気指導グループ

# 目次

---

1. 府条例に基づく大気規制の見直しの概要
2. 有害物質規制の見直し内容
3. 届出の手続き等について
4. よくある質問

# 1. 府条例に基づく大気規制の見直しの概要

---

# 大阪府生活環境の保全等に関する条例について

- 大阪府では、工場・事業場による深刻な大気汚染や水質汚濁などの公害問題に対処するために、昭和46年(1971年)に、それまでの規制を見直して「大阪府公害防止条例」を制定。
- さらに、平成6年(1994年)には、自動車排出ガスや生活排水に起因する都市・生活型公害など生活環境全般の保全にも対応するため、「大阪府公害防止条例」を全面的に見直し「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を制定した。

## 大阪府生活環境の保全等に関する条例における分野及び現在の主な制度

分野	主な制度	関係法令
I 大気	・工場・事業場の規制 ・石綿排出等作業の規制 ・法による規制物質及び届出対象施設の追加、小規模施設への拡大	・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法
II 自動車環境	・アイドリングの規制(自動車の駐車時における原動機の停止) ・低公害車等の利用	・自動車NOx・PM法
III 悪臭	・屋外燃焼行為の禁止	・悪臭防止法
IV 水質	・工場・事業場の規制 ・届出対象施設の追加、小規模施設への拡大	・水質汚濁防止法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・ダイオキシン類対策特別措置法
V 地盤沈下	・水道事業に係る地下水採取の許可	・工業用水法 ・ビル用水法
VI 土壤汚染	・土壤汚染状況の調査契機、対象物質の追加 ・汚染の除去等の措置など指定区域に係る規制 ・知事による自主調査等に関する指針の策定及び指導助言	・土壤汚染対策法
VII 化学物質	・届出対象物質の追加 ・化学物質の管理計画及び管理目標の届出の義務づけ	・化管法 ・化審法
VIII 騒音・振動	・工場・事業場の規制 ・特定建設作業の規制 ・拡声機、カラオケ、深夜営業に対する規制	・騒音規制法 ・振動規制法

# 条例の見直しについて

- 条例制定から25年以上経った現在において府域における環境の状況は大幅に改善している。
- 一方で、大気中の光化学オキシダントや微小粒子状物質など、今後も対策を必要とする課題が残されており、また、この間の社会経済活動や環境の状況の変化等により、現条例における規制内容が、環境負荷の程度に応じた適切なものになっているかの検証が必要な状況となっている。
- このような背景から、大阪府環境審議会の答申を受け、法による規制措置、条例の施行状況を踏まえ、現下の環境の状況や課題に的確に対応し、生活環境の保全等をより効果的に推進するため、規制の対象や手法を見直しを行った。

## 経過

令和元年12月23日 大阪府環境審議会へ諮問

令和2年11月9日 石綿規制について一次答申

令和3年7月1日 改正条例及び規則施行

令和3年11月8日 その他規制について二次答申

令和3年11月12日から12月13日 パブリックコメント

令和4年4月1日 改正条例及び規則施行

令和5年4月1日 一部改正規則施行

# 大気関係の法及び条例による規制の概要(府条例改正前)

	大気汚染防止法 ダイオキシン類特別措置法	大阪府生活環境の保全等 に関する条例
規制対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ばい煙           <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物(SOx)</li> <li>・ばいじん</li> <li>・有害物質</li> </ul> </li> <li>◆ 挥発性有機化合物(VOC)</li> <li>◆ 粉じん           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定粉じん(石綿のみ)</li> <li>・一般粉じん</li> </ul> </li> <li>◆ 水銀</li> <li>◆ ダイオキシン類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ばい煙           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじん</li> <li>・有害物質(水銀含む)</li> </ul> </li> <li>◆ VOC</li> <li>◆ 粉じん           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定粉じん</li> <li>・一般粉じん</li> </ul> </li> <li>◆ 石綿</li> </ul>
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 規制対象物質発生施設の設置等に係る届出義務及び知事等による計画変更命令</li> <li>◆ 規制基準(排出基準及び設備構造基準)の遵守義務及び知事等による改善等の命令</li> <li>◆ 排出ガスの測定義務</li> </ul>	左記に加え以下の規制を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制物質の横出し</li> <li>・対象施設の横出し、裾下げ</li> <li>・VOC届出工場制度</li> </ul>
その他主な規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急時の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急時の措置</li> </ul>

# 大気規制における対象項目の定義等

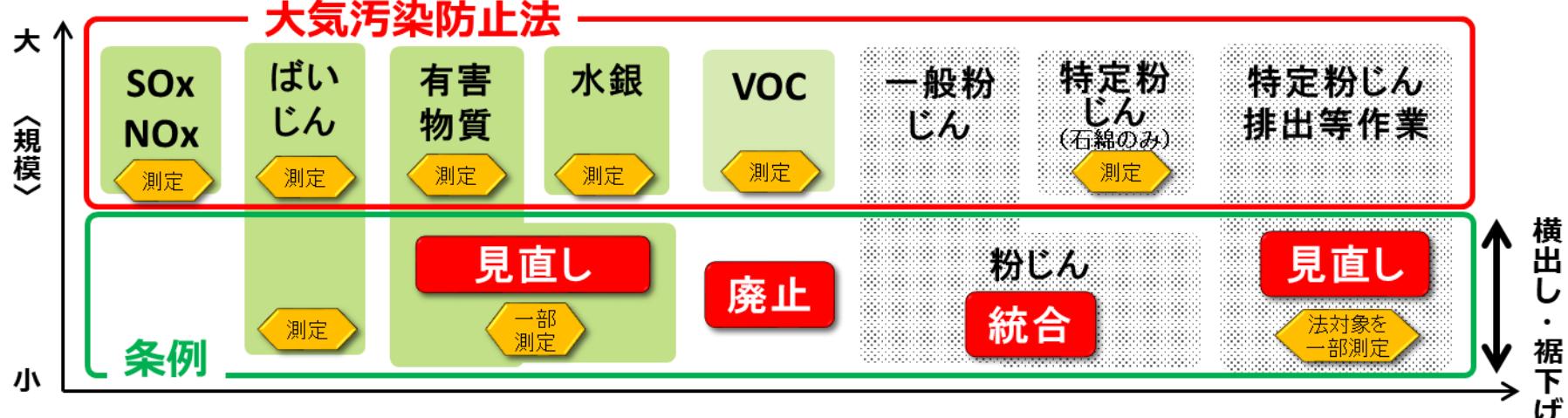
対象	法・条例における定義	特徴等	主な規制対象施設
ばい煙	ばいじん 「ばい煙」に含まれ、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するもの	・燃焼等に伴い遊離される未燃炭素であるすす、燃焼後の残留灰分(燃えがら)等が含まれる。 ・物の燃焼過程のほか、電気の使用による燃焼に準ずるような高温加熱反応が行われる電気炉の工程においても多量に発生する場合がある。	ボイラー(法のみ)、溶解炉、乾燥炉、廃棄物焼却炉 等
	有害物質 「ばい煙」に含まれ、物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令(規則)で定めるもの	・ばい煙中に含まれる有害物質をばいじんとは別に個々の物質ごとに規制。 ・粉じん(粒子状)であるか、ガス状であるかを問わない。	乾燥炉、反応炉、電気めつき施設(条例のみ)、滅菌施設(条例のみ) 等
揮発性有機化合物(VOC)	大気中に放出され、または飛散したときに気体である有機化合物で、浮遊粒子状物質(SPM)及び光化学オキシダント(Ox)の生成の原因とならない物質を除くもの	・メタン等8物質が除外されている。	貯蔵タンク、吹付塗装施設、乾燥施設等(すべて法のみ)
粉じん	物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	・液体(ミスト状)も規制対象。	
特定粉じん	粉じんのうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの	・大気汚染防止法で規定されているものは石綿の1種類	堆積場、粉碎施設、ベルトコンベア、混練施設(条例のみ) 等
一般粉じん	特定粉じん以外の粉じん	・金属、鉱物、プラスチック、食品等粉じん状の様々な物質が対象。	

# 今回の府条例の改正の概要のイメージ図

改正前



改正後



# 今回の府条例の改正の概要

規制項目	内容			
有害物質規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の有害性に係る国の知見等を考慮し、国が示す優先取組物質と整合を図る形で規制対象物質の追加・削除。</li> <li>現行では設備構造基準又は濃度基準としている規制手法を業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策が選択できる濃度基準を原則とする。</li> <li>規制対象物質の見直しにあわせ、新規追加物質を一定量排出すると考えられる施設を新たに規制する等規制対象施設の見直しを実施。</li> </ul>			
	項目	改正前	改正後	施行時期
	規制対象物質	23物質	25物質	令和5年4月 (廃止は令和4年4月)
	規制基準	濃度基準(17物質) 設備構造基準(6物質)	濃度基準(21物質) 設備構造基準(2物質) 基準適用猶予(2物質)	令和5年4月
VOC規制	規制対象施設	134項目の施設	3種類の施設追加 (施設は集約を行い78項目の施設)	令和5年4月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的・効率的にVOC排出削減対策を推進していくため、大気環境濃度改善への費用対効果、事業者の自主的取組みの促進、運用面の課題等を鑑み、条例制度は一旦廃止する。</li> </ul>			
	項目	改正前	改正後	施行時期
粉じん規制	VOC排出施設	届出義務、設備構造基準	全て廃止	令和4年4月
	VOC届出工場	届出義務、排出基準	全て廃止	令和4年4月
<ul style="list-style-type: none"> <li>2種類(特定粉じん、一般粉じん)に分けていた規制を統合し、分かりやすい規制基準に統一。</li> <li>粉粒塊輸送用コンベアの規模要件を、法と同じ種類であるベルトの幅又はバケットの内容積とする。</li> </ul>				
粉じん規制	項目	改正前	改正後	施行時期
	粉じん規制への統合	【一般粉じん】設備構造基準 【特定粉じん】設備構造基準 又は濃度基準	【粉じん規制】 設備構造基準	令和4年4月
粉じん規制	粉粒塊輸送用コンベア	規模要件 輸送能力30t/h以上	ベルトの幅40cm 又は バケットの内容積0.01m <sup>3</sup> 以上	令和5年4月 (廃止は令和4年4月)

## 2. 有害物質規制の見直し内容

---

## 改正前の規制の内容①(規制対象物質・対象施設・規制基準)

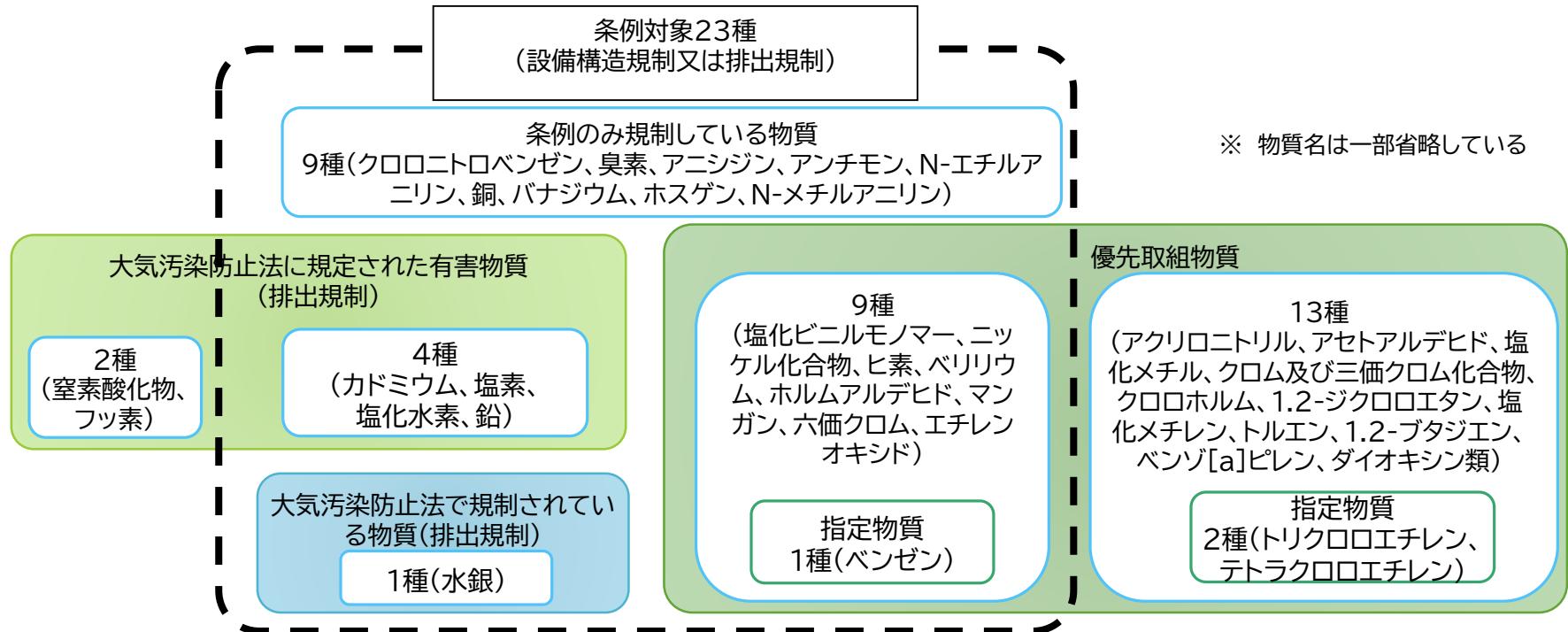
		規制対象物質	対象施設	規制基準	その他義務
法 (6物質)		カドミウム及びその化合物 塩素 塩化水素 フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素  鉛及びその化合物 窒素酸化物	32施設	排出口濃度基準	濃度測定(排出ガス量によって頻度は異なる)
条例 (23物質)	指定有害物質 (発がん性有り※1)	クロロエチレン ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物  ベンゼン 六価クロム化合物 エチレンオキシド		設備構造基準	届出施設等の使用及び管理の状況の記録保存
	その他 (発がん性無し※1)	アニシン アンチモン及びその化合物 <u>N—エチルアニリン</u> 塩化水素 塩素 カドミウム及びその化合物 クロロニトロベンゼン 臭素 水銀及びその化合物  銅及びその化合物 鉛及びその化合物 バナジウム及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 ホスゲン ホルムアルデヒド マンガン及びその化合物 <u>N—メチルアニリン</u>	13業種 134施設	排出口濃度基準 (※2)	濃度測定(6か月に1回)

※1 条例制定時の知見

※2 大阪府では法第4条に基づく上乗せ排出基準は設けていない。

※3 下線の物質は特定粉じん規制の対象物質である。

## 改正前の規制の内容②(規制対象物質と法等との関係)



項目	定義・内容
優先取組物質 (中央環境審議会答申)	有害大気汚染物質(継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもののうち健康リスクがある程度高いと考えられる物質。行政は、優先取組物質に特に重点を置いて、物質の有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行うほか、事業者に対して排出又は飛散の抑制技術の情報等の提供に努め、事業者の自主的な排出等の抑制努力を促進するもの。(法第2章の5の規定が適用される。)
指定物質(法附則第9項)	有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、早急に排出を抑制しなければならない物質。施設(指定物質排出施設)ごとに、排出ガスに含まれる指定物質の量の許容限度(指定物質抑制基準)が定められている。(届出義務無し)

## 改正前の規制の内容③(規制基準)

### 【指定有害物質】

物 質	規 制 基 準
クロロエチレン、ベンゼン	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ① 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 ② ①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③ ①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
ニッケル化合物、ビ素及びその化合物、六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ① ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 ② ①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③ ①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 ① 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 ② ①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③ ①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

### 【その他の有害物質】

物 質	規 制 基 準
上記に掲げる以外の物質	温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m <sup>3</sup> につき、次の式により算出した有害物質等の種類ごとの量とする。 $C = (K \cdot S) / Q$ C : 有害物質等の種類ごとの量(mg) S : 附表1に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 K : 附表2に掲げる有害物質の種類ごとに定める値 Q : 乾き排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /分)  ※有害物質等の量は、30分間値とする。 ※有害物質等の量が、著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。 ※塩化水素については、法で規制対象とする廃棄物焼却炉については適用しない。 ※この規制基準は、別表第三第二号の表に掲げる施設のうち法規則別表第三の第三欄に掲げるものにおいて発生し、大気中に排出される同表第二欄に掲げる有害物質については適用しない。  注)ただしSは周辺建築物の立地状況が変わった場合、それに応じて変更するものとする。

## 改正前の規制の内容④(規制基準)

附表1

場 合	Sの算式
$Ho < 6$	$b^2$ …①
$Ho \geq 6$ かつ $4.7(Ho-6) \leq b < 4.7Ho$	$(Ho-6)^2 + b^2$ …②
$Ho \geq 6$ かつ $b \geq 4.7Ho$	$(Ho-6)^2 + 22.1Ho^2$ …③
$Ho \geq 6$ かつ $b < 4.7(Ho-6)$ であって、排出口の中心から $4.7(Ho-6)$ の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角12度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。以下「建築物」という。)がある場合	$Ho > h$ $(Ho-h)^2 + d^2$ …④ $Ho \leq h$ $d^2$ …⑤
上記以外の場合	$23.1(Ho-6)^2$ …⑥

備考

$Ho$  :排出口の実高さ(m)

$b$  :排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)

$h$  :排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)

$d$  :排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

附表2

物質	Kの値	物質	Kの値
アニシジン	1.87	銅及びその化合物	0.340(銅として)
アンチモン及びその化合物	0.204(アンチモンとして)	鉛及びその化合物	0.0680(鉛として)
N-エチルアニリン	3.68	バナジウム及びその化合物	0.0340(五酸化バナジウムとして)
カドミウム及びその化合物	0.0170(カドミウムとして)	ベリリウム及びその化合物	0.00340(ベリリウムとして)
クロロニトロベンゼン	0.340	ホルムアルデヒド	0.456
臭素	0.728	マンガン及びその化合物	0.136(マンガンとして)
水銀及びその化合物	0.0340(水銀として)	N-メチルアニリン	3.26

※規制基準計算ツール「有害君」を以下の大阪府HPで公開しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/jiko.html>

# (参考) 条例の排出基準式について

○現行条例の基準式は、スコラ・バレットモデルを用いた以下の排出口基準式を活用している。

$$\Phi_m = 34.0 \times S_0^2 \times C_{mpl} / Q$$

$\Phi_m$ : 排出口濃度基準(排出ガスの汚染物質濃度(30分間平均)最大許容限度(mg/m<sup>3</sup>又はppm))

$S_0$ : 排出口の中心から環境濃度を考える位置(下図の赤点)までの距離(m)(※)

$C_{mpl}$ : 想定環境濃度(汚染物質の濃度基準設定の指標となる周辺環境濃度(30分間平均値、mg/m<sup>3</sup>又はppm))

$Q$ : 排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/min)

※①排出口からの俯角12°の直線と地上6mの水平線との交点(A)より、敷地境界が遠い場合は排出口から敷地境界線上の地上6mの点(B)までの距離【図ア】(敷地境界とみなす最大値は上記直線と地面との交点(C)までの距離[最大時 図イ]。排出口の高さが6m未満の時は敷地境界までの水平距離【図ウ】)

②上記交点(A)より敷地境界が近い場合で、間に他人の建物がある場合は排出口からその建物高さまでの距離【図工】(その建物高さが排出口の高さ以上の場合は排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離【図才】)

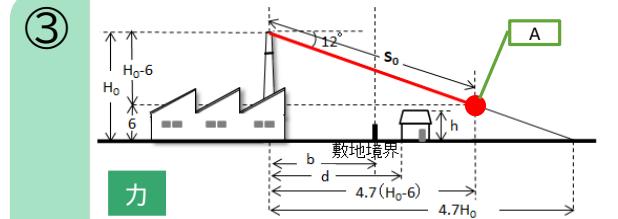
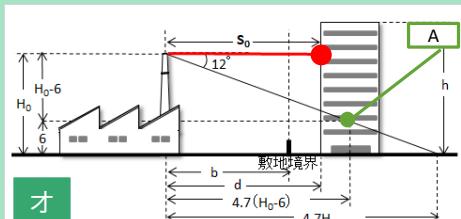
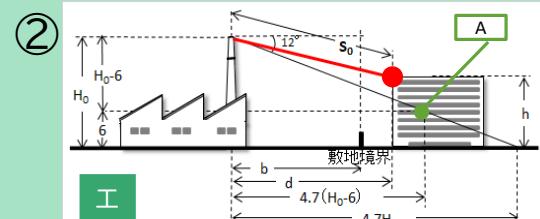
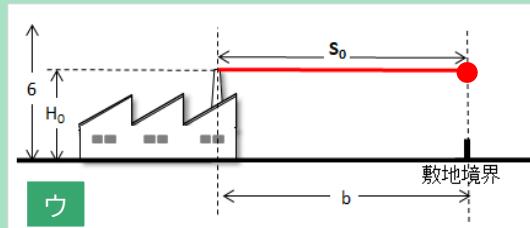
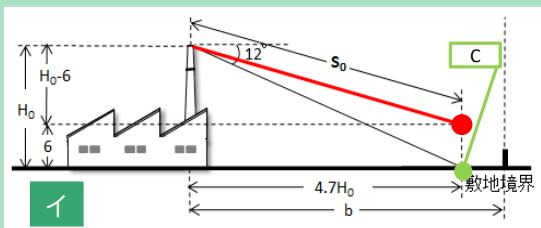
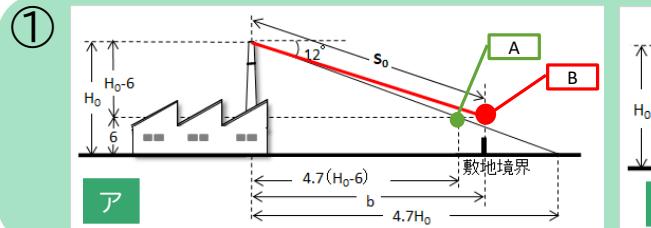
③上記交点(A)より敷地境界が近い場合で、間に他人の建物がない場合は排出口からその交点(A)までの距離【図力】

$$\text{排出基準算定式 } C = (K \cdot S) / Q$$

C:有害物質の濃度 K:有害物質の種類ごとに定める値

S:排出口からの距離を勘案した値 Q:乾き排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/分)

場合	Sの算式	
$Ho \geq 6$ かつ $4.7(Ho-6) \leq b < 4.7Ho$	$(Ho-6)^2 + b^2$	①
$Ho \geq 6$ かつ $b \geq 4.7Ho$	$(Ho-6)^2 + 22.1Ho^2$	①
$Ho < 6$	$b^2$	①
$Ho \geq 6$ かつ $b < 4.7(Ho-6)$ であって、排出口の中心から4.7(Ho-6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角12度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。以下「建築物」という。)がある場合	$(Ho-h)^2 + d^2$	②
$Ho \leq h$	$d^2$	②
上記以外の場合	$23.1(Ho-6)^2$	③



# 条例改正の内容について①(有害大気汚染物質規制の今後の方向性)

## 【方向性】

- ▶ 現在各有害物質の環境濃度は大気環境上問題となる状況にないが、その有害性の度合いによっては府民の健康や生活環境に短期間で多大な影響を与える可能性があり、また一度大気環境へ排出されると有害物質を回収することが困難であることから、大気環境への排出の未然防止の観点から対策を実施していく。
- ▶ 排出規制の実施にあたっては、規制的手法と管理的手法の両輪で対策を実施していく。
- ▶ 規制的手法については、最新の知見や府内の排出実態を、法の優先取組物質との整合を図り、効果的な対策を行う。

## 条例改正の内容について②(対象物質・規制手法)

### (1) 対象物質の見直し

- ▶ 最新の有害性の知見や一定の暴露性を踏まえて選定されている優先取組物質との整合を図るため、
    - ①有害性(発がん性及びそれ以外の有害性)が高いかどうか
    - ②曝露量が多いかどうか
    - ③他制度による規制との関係
    - ④工場・事業場に規制をかける効果があるかどうか
- の4つの観点を踏まえ、25物質を規制対象とする。

### (2) 規制手法の見直し

- ▶ 全ての規制対象物質に対し、業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策の検討が可能である濃度基準を原則として適用する。
- ▶ 濃度基準式は現行のものを採用し、規制対象物質のうち国で環境基準値・指針値が定められている物質は、環境基準値・指針値を基に濃度基準式における係数(K値)を算定する。
- ▶ その他の物質については、現行の基準を継続する。ただし、トルエン、クロム及び三価クロム化合物については、環境基準値・指針値が定められておらず、現行の基準もないため、基準の適用は猶予する。

### 条例改正の内容について③(対象物質・規制基準)

	改正前	改正後	K値
規制対象物質		アクリロニトリル	2.72
		アセトアルデヒド	163
	塩化水素	塩化水素	5.54
	塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)★	塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	13.6
		塩化メチル(クロロメタン)	128
	塩素	塩素	3.23
	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	0.0170
		クロム及び三価クロム化合物	ー(適用猶予)
		クロロホルム	24.5
	酸化工チレン(エチレンオキシド)★	酸化工チレン(エチレンオキシド)★	ー
		1,2-ジクロロエタン	2.18
		ジクロロメタン(塩化メチレン)	204
	水銀及びその化合物	水銀及びその化合物	0.0340
		テトラクロロエチレン	272
		トリクロロエチレン	177
		トルエン	ー(適用猶予)
	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	0.0680
	ニッケル化合物★	ニッケル化合物	0.0340
	ヒ素及びその化合物★	ヒ素及びその化合物	0.00816
		1,3-ブタジエン	3.40
	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム及びその化合物	0.00340
	ベンゼン★	ベンゼン	4.08
	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	0.456
	マンガン及びその化合物	マンガン及びその化合物	0.136
	六価クロム化合物★	六価クロム化合物★	ー
	アニシン		
	アンチモン及びその化合物		
	N-エチルアニリン		
	クロロニトロベンゼン		
	臭素		
	銅及びその化合物		
	バナジウム及びその化合物		
	ホスゲン		
	N-メチルアニリン		

※★の物質は設備構造基準を適用。その他物質は濃度規制を適用(適用猶予物質を除く)

## 条例改正の内容について④(対象施設)

### (3)対象施設の見直し

- ▶ 新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある施設として、以下を現行の対象施設に追加する。(規模要件は改正前のVOC規制の対象施設の規模を基に設定。)

	施設
(a)	(ア)化学工業品・石油製品又は石炭製品の製造の用、(イ)鉄鋼若しくは非鉄金属の製造・金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する洗浄施設のうち、液面の面積が0.5m <sup>2</sup> 以上の施設
(b)	洗濯業に係るドライクリーニングの用に供するクリーニング施設及び乾燥施設のうち、ドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が30kg以上の事業場に設置される全ての施設
(c)	物の製造に係る塗装の用に供する吹付塗装施設のうち、排風機能能力 100m <sup>3</sup> /分以上の施設

なお、以下の現行規制対象施設について一部見直しを行う。

施設	内容
乾燥・焼付施設	小型乾燥炉(出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造以外の用に供する乾燥・焼付施設のうち、排風機能能力10m <sup>3</sup> /分未満の施設)はトルエンの規制対象外の施設とする。
廃棄物焼却炉	揮発性有機化合物(VOC)に該当する有害物質を規制対象外とする。 ※VOCに該当する有害物質:アクリロニトリル、アセトアルデヒド、エチレンオキシド、塩化メチル、クロロエチレン、クロロホルム、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、1・3-ブタジエン、ベンゼン又はホルムアルデヒド

## 条例改正の内容について⑤(対象施設一覧)

項・用途	施設種類	規模	項・用途	施設種類	規模
1 繊維製品の製造 (衣服その他 の繊維製品 に係るもの を除く)	イ 法に掲げる乾燥炉※	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA以上)	4 化学工業品、石油 製品又は 石炭製品 の製造	イ 法に掲げる焙燒炉・焼結炉・煅燒炉(3項)、 反応炉・直火炉(10項)、乾燥炉(11項)※、 電気炉(12項)、乾燥施設(15項)※、溶解 槽(17項)、反応炉(18項)、反射炉・反応 炉・乾燥施設(26項)	法の規模のとおり
	□ 条例に掲げる乾燥炉※	火格子面積(0.5以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力(重油換算30以上50L/時未 満) 変圧器の定格容量(100以上 200kVA未満)		□ 条例に掲げる焙燒炉(4項)、焼結炉(5項)、 煅燒炉(6項)、反応炉(7項)、直火炉(8項)、 電気炉(10項)、乾燥炉(23項)※	条例(ばいじん規制)の規 模のとおり
	ハ 乾燥・焼付施設※	すべて		ハ 反応施設及び直火炉	イ及び口以外
	二 漂白施設	すべて		ニ 乾燥・焼付施設※	イ及び口以外
	ホ 樹脂加工施設	すべて		ホ 合成施設、重合施設及び分解施設	すべて
	ヘ 混合施設	すべて		ヘ 精製施設、抽出施設、晶出施設、蒸留施設、 蒸発施設及び濃縮施設	すべて
	ト 減菌施設及び消毒施設	すべて		ト 電解施設	すべて
2 木材若しくは 木製品の 製造(家具に 係るもの を除く)又は パルプ、紙若 しくは紙加工 品の製造	イ 法に掲げる乾燥炉※	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA以上)		チ 焼成施設	すべて
	□ 条例に掲げる乾燥炉※	火格子面積(0.5以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力(重油換算30以上50L/時未 満) 変圧器の定格容量(100以上 200kVA未満)		リ 電気めっき施設	すべて
	ハ 乾燥・焼付施設※	すべて		ヌ 混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
	二 張合せ施設	すべて		ル 造粒施設	すべて
	ホ 樹脂加工施設	すべて		ヲ 減菌施設及び消毒施設	すべて
	ヘ 減菌施設及び消毒施設	すべて		ワ 洗浄施設	液面の面積が0.5m <sup>2</sup> 以 上
					火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)
3 出版若しくは 印刷又は これらに関 連品の製造	イ 法に掲げる 乾燥炉	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA以上)	5 プラス チック製 品の製造	イ 法に掲げる乾燥炉※	火格子面積(0.5以上 1m <sup>2</sup> 未満)
	□ 条例に掲げる 乾燥炉	火格子面積(0.5以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力(重油換算30以上50L/時 未満) 変圧器の定格容量(100以上 200kVA未満)		□ 条例に掲げる乾燥炉※	燃焼能力(重油換算30 以上50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上200kVA未満)
	ハ 乾燥・焼付施設	すべて		ハ 乾燥・焼付施設※	すべて
	二 グラビア印刷施設	すべて		二 電気めっき施設	すべて
	ホ 金属板印刷施設	すべて		ホ エッキング施設	すべて
	ヘ エッキング施設	すべて		ヘ 配合施設及び混練施設	すべて
				ト 減菌施設及び消毒施設	すべて

- 赤字の施設が追加施設。
- ※の施設のうち、小型乾燥炉(排風機能が10m<sup>3</sup>/分未満のもの)はトルエンの規制対象外。
- ※※の施設については、VOCに該当する物質は規制対象外。

## 条例改正の内容について⑥(対象施設一覧)

項目・用途	施設種類	規模
6 ゴム製品の製造	イ 加硫施設	すべて
	ロ 混練施設	すべて
	ハ 清菌施設及び消毒施設	すべて
7 窯業製品又は土石製品の製造	イ 法に掲げる焼成炉・溶融炉(9項)、乾燥炉(11項)※	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA以上)
	ロ 条例に掲げる焼成炉(11項)、溶融炉(12項)、乾燥炉(23項)※	火格子面積(0.5以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力(重油換算30以上50L/時未満) 変圧器の定格容量(100以上200kVA未満)
	ハ 焼成施設及び溶融施設	イ及びロ以外
	ニ 乾燥・焼付施設※	イ及びロ以外
	ホ 樹脂加工施設	すべて
	ヘ 混合施設	すべて
	ト 清菌施設及び消毒施設	すべて
8 鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	イ 法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煅焼炉(3項)、溶解炉(5項)、乾燥炉(11項) ※電気炉(12項)、焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・乾炉・溶解炉・乾燥炉※(14項)、溶解炉(24項)、溶解炉(25項)	法の規模のとおり
	ロ 条例に掲げる焙焼炉(14項)、焼結炉(15項)、煅焼炉(16項)、溶解炉(17項)、溶解炉(18項)、電気炉(21項)、電気炉(22項)、乾燥炉(23項)※	条例(ばいじん規制)の規模のとおり
	ハ 金属・精鍛施設	イ及びロ以外
	ニ 乾燥・焼付施設※	イ及びロ以外
	ホ 焼成施設	すべて
	ヘ 電気めっき施設、溶融めっき施設及び化成被膜施設	すべて
	ト ソルトバス	すべて
	チ 樹脂加工施設	すべて
	リ 酸洗施設、エッティング施設及び電解研磨施設	すべて
	ヌ 鑄型造形施設	すべて
	ル 混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
	ヲ 反応施設	すべて
	ワ 清菌施設及び消毒施設	すべて
	カ 洗浄施設	液面の面積が0.5m <sup>2</sup> 以上

項目・用途	施設種類	規模
9 その他の製品製造	イ 法に掲げる乾燥炉※	火格子面積(1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力(重油換算50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA以上)
	ロ 条例に掲げる乾燥炉※	火格子面積(0.5以上1m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力(重油換算30以上50L/時未満) 変圧器の定格容量(100以上200kVA未満)
	ハ 乾燥・焼付施設※	すべて
	ニ 電気めっき施設	すべて
	ホ エッティング施設	すべて
10 すべて	ハ 清菌施設及び消毒施設	すべて
	イ 法に掲げる廃棄物焼却炉※※	火格子面積(2m <sup>2</sup> 以上) 焼却能力(200kg/時以上)
	ロ 条例に掲げる廃棄物焼却炉※※	火格子面積(1以上2m <sup>2</sup> 未満) 焼却能力(100以上200kg/時未満)
11 医療業	ハ 廃棄物焼却炉※※	焼却能力(50kg/時以上)
12 消毒業	清菌施設及び消毒施設	すべて
13 洗濯業	イ 消毒施設	すべて
	ロ ドライクリーニングの用に供するドライクリーニング施設	一回のドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が30kg以上の事業場に設置されるすべての施設
	ハ ドライクリーニングの用に供する乾燥施設	
14 物の製造に係る塗装	吹付塗装施設	排風機能力(100m <sup>3</sup> /分以上)

- 赤字の施設が追加施設。
- ※の施設のうち、小型乾燥炉(排風機能力が10m<sup>3</sup>/分未満のもの)はトルエンの規制対象外。
- ※※の施設については、VOCに該当する物質は規制対象外。

## 条例改正の内容について⑦(施行日等)

項目	日付	備考
本改正の施行日	令和5年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>● この日以降に工事着手される新設施設には測定義務及び排出基準が適用される。</li><li>● ただし、物質見直しによる届出済施設の廃止及び物質の規制対象外は令和4年4月1日に適用済。</li></ul>
これまで届出対象外であった既設施設(※)の規制基準の適用日	令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>● この日以降に測定義務及び排出基準が適用される。</li><li>● 使用届出は令和5年4月1日より30日以内に実施。</li></ul>
これまで届出対象であった既設施設(※)の規制基準の適用日	令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>● この日以降に新規追加物質の測定義務及び排出基準が適用される。なお、既存規制対象物質については適用日にかかわらず測定義務及び排出基準がかかる。</li><li>● なお、設備構造基準から濃度基準へと変更する物質(※※)は令和6年4月より前に新基準への移行も可能。</li></ul>

※ 令和5年4月1日までに設置の工事に着手された施設

※※ 塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベンゼン

# 知事が定める測定方法

濃度規制を適用している物質について、平成30年3月30日大阪府公告第35号により排出ガス中の物質濃度の測定方法を定めている。(下線部は今回追加)

	有害物質	測定方法
①	アクリロニトリル、塩化メチル(クロロメタン)、クロロエチレン(塩化ビニル)、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及び1,3-ブタジエン	(1)環境省排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル(平成31年3月改訂)に準拠し、バッグ採取法、真空瓶採取法又はキャニステ採取法により排出ガスを捕集する。 (2)(1)で捕集した試料はJIS K 0114に定めるガスクロマトグラフ分析法(水素炎イオン化検出器を用いる方法に限る。)又はJIS K 0123に定めるガスクロマトグラフ質量分析法により分析する。
②	アセトアルデヒド及びホルムアルデヒド	JIS K 0303に定める方法
③	塩化水素	JIS K 0107に定める方法
④	塩素	JIS K 0106に定める方法
⑤	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物	JIS K 0083に定める方法
⑥	水銀及びその化合物	JIS K 0222に定める方法のうちガス状水銀の測定法。ただし、水銀及びその化合物の量が著しく変動する有害物質に係る届出施設にあっては、排出ガス中の水銀測定法(平成28年環境省告示第94号)で定めるガス状水銀の測定法を適用することができるものとする。
⑦	テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン	JIS K 0305に定める方法又は環境省排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル(平成31年3月改訂)に定める方法
⑧	ベンゼン	JIS K 0088に定める方法又は環境省排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル(平成31年3月改訂)に定める方法

→①について、今回新たに測定要領を大阪府と地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所により作成。

### 3. 届出の手続き等について

---

# 事業者の方に行っていただくこと

## 1. 届出の手続き

- 有害物質排出施設を新たに設置しようとする方は、設置する60日以上前に「設置届出書」を各市町村の環境担当窓口まで提出する必要があります。
- なお、令和5年4月1日時点で既に施設を設置している場合は、「使用届出書」を施行日から30日以内に提出してください。

## 2. 規制基準の順守と測定義務

- 規制対象施設は規制基準(排出基準又は設備構造基準)を順守してください。なお、既に施設を設置している場合は適用の猶予期間があります。
- 排出基準適用物質は、排出基準の順守を確認するため、知事が定める測定方法により6か月を超えない作業期間ごとに1回以上有害物質を測定し、その結果の記録を3年間保存する義務があります。

(参考)

- 設備構造基準適用物質(六価クロム化合物・エチレンオキシド)は、排ガス処理装置毎に規則で定められた項目について、届出施設等の使用及び管理の状況を記録し、その記録を3年間保存する義務があります。

# 使用届出書の記載方法①(表紙)

## (施設例)

施設種類:吹付塗装施設 1基  
処理装置:活性炭フィルター  
排風量:130m<sup>3</sup>/m  
有害物質:ホルムアルデヒド、トルエン

## 【留意事項】

- ①「使用届」以外の該当しない箇所を抹消
- ②届出先自治体に応じて記載
- ③以下の書類を添付すること
  - ・工場又は事業場の平面図
  - ・付近の見取図

届出施設設置(使用一変更)届出書			
② 大阪府知事様		① 令和〇〇年〇〇月〇〇日 届出者 住所 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号 ○○産業株式会社 氏名 代表取締役 青空 守 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
① 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項(第21条第1項・第23条第1項)の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。			
工場又は事業場の名称  ○○産業株式会社大阪工場 (電話番号 000-000-0000)		※整理番号	
工場又は事業場の所在地  (郵便番号 000-0000) ○○市○○町○号〇番		※受理年月日	年 月 日
届出施設の種類  2-14項 吹付塗装施設 1基		※施設番号	
		※審査結果	
ばい 煙  ばい じん、 有害 物質	届出施設の構造  別紙1の1のとおり	※備考	
	届出施設の使用 又は管理の方法  別紙1の2のとおり		
	ばい煙等の処理 等の方法  別紙1の3のとおり		
粉じん  粉じん	届出施設の構造、使用又は 管理の方法及びばい煙等 の処理等の方法  別紙2の1から別紙2の4までのと おり		
添付書類 1 届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 工場又は事業場の付近の見取図(指定有害物質以外の有害物質に係る届出の場合に限る。) 3 変更概要説明書(変更届の場合に限る。) ③			
参考事項			
工場又は事業場の事業内容	化学工業	届け出すべき者が常時使用する従業員数	300人
工場又は事業場の規模		資本金	1億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)		環境安全課(電話 000-000-0000)	
備考 1 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等の関する条例施行規則別表第3各号の表にまでに掲げる項目番号及び施設の種類を記載すること。 2 別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。 3 ※印の欄には、記載しないこと。			

# 使用届出書の記載方法②(別紙1の1)

## 【留意事項】

- ①使用届の場合は設置年月日のみ記入すること。
- ②施設の規模要件に係る情報を記入すること。様式に記載がない場合は新たに項目名を記入する。
- ③ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。

別紙1 別紙1の1		ばい煙発生施設の構造 届出施設の構造(ばい煙)
工場又は事業場における施設番号	No. 1	
名 称 及 び 型 式	〇〇社製 ABC-123 型	
設 置 年 月 日	① 令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
伝 热 面 積 (m <sup>2</sup> )		
燃料の燃焼能力(重油換算L/h)		
原料の処理能力(t/h)		
火格子面積(m <sup>2</sup> )		
羽口面断面積(m <sup>2</sup> )		
変圧器の定格能力(kVA)		
規 模 触媒に付着する炭素の能力(kg/h)		
焼却能力(kg/h)		
乾燥施設の容量(m <sup>3</sup> )		
電流容量(kA)		
ポンプの動力(kW)		
合成・漂白・濃縮能力(kg/h)		
排風機の能力(m <sup>3</sup> /分)	② 130	③

添付書類 ばい煙発生施設(届出施設)の構造概要図(主要寸法を記入すること。) ③

備考 1 設置届出の場合には着手予定期日及び使用開始予定期日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定期日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。  
2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

# 使用届出書の記載方法③(別紙1の2)

## 【留意事項】

- ①届出施設等において使用する原材料のうちばい煙等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。
- ②施設から排出される有害物質の濃度(乾き排出ガス中の濃度)を記入する。

別紙2 別紙1の2		ばい煙発生施設の使用方法 届出施設の使用又は管理の方法 (ばい煙)					
工場又は事業場における施設番号		No. 1					
使用状況	1 日の使用時間及び月間使用日数等	9時から 21 時まで 1 時間／回 6回／日 22 日／月			時から 時まで		
	季節変動	なし			時間／回、回／日、日／月		
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	樹脂塗料、有機溶剤			①		
	使用割合	50% 50%					
	原材料中の成分割合 (%)	ホルムアルデヒド 1% トレエン 40%					
	1日の使用量	1L					
燃料又は電力	種類	電力 (比重 )			(比重 )		
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量 (kJ/L, kJ/m <sup>3</sup> , kJ/kg)						
	通常の使用量 (L/h, m <sup>3</sup> /h, kWh)	7.5kW					
混焼割合							
施設の使用形態		活性炭フィルター					
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 7,800	通常 7,800	最大	通常		
	乾き	最大 7,500	通常 7,500	最大	通常		
排出ガス温度 (℃)		25					
排出ガス中の酸素濃度 (%)		15					
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)		
	いおう酸化物 (ppm)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)		
	窒素酸化物 (ppm)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)		
	トルエン (ppm, mg/m <sup>3</sup> )	最大 —	通常 —	最大	通常		
	ホルムアルデヒド (ppm, mg/m <sup>3</sup> )	最大 10mg/m <sup>3</sup>	通常 10mg/m <sup>3</sup>	最大	通常		
	(ppm, mg/m <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	ばい煙量	いおう酸化物 (m <sup>3</sup> /h)	最大	通常	最大	通常	
ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要 (作業工程)		材料 → 下塗り塗装 → 乾燥 → 上塗り塗装へ ↓ 活性炭フィルター → 大気放出					
参考事項							
<p>備考</p> <p>1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載に当たっては、重量比 (%) 又は容量比 (%) の別を明らかにすること。      2 通常の使用量及び排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量、発熱量及びばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。      3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。      4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設(ばい煙の処理等を行う施設)がある場合は、処理後の濃度とすること。      5 施設の使用形態について、下塗り塗装からの排出ガス抑制装置(排ガス処理又は密閉構造等)について記載すること。ただし、密閉構造の場合には、次の工程等での作業及び排出ガス状況を明らかにすること。      6 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての、工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常ににおいて用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。</p>							

# 使用届出書の記載方法④(別紙1の3)

## 【留意事項】

- ①排ガス処理施設の種類、名称及び型式を記入。
- ②設置年月日のみを記入すること。
- ③処理施設から排出される有害物質の濃度(乾き排出ガス中の濃度)を記入する。
- ④処理施設の構造概要図を添付すること。

別紙3 ぱい煙の処理方法 別紙2 撥発性有機化合物の処理の方法 別紙1の3 ぱい煙等の処理等の方法 (ぱい煙)						
ぱい煙処理施設(ぱい煙等の処理等を行う施設)の工場又は事業場における施設番号 処理に係るぱい煙発生施設(届出施設)の工場又は事業場における施設番号 ぱい煙処理施設(ぱい煙等の処理等を行う施設)の種類、名称及び型式		No. 1 No. 1				
		活性炭フィルター ○○社製 DEF-456 型		①		
設 置 年 月 日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		② 年 月 日		
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		
排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	最 大 通 常	7,800 7,800				
排出ガス温度 (°C)	処 理 前 処 理 後	25 25				
処 理 能 力	ば い じ ん (g/m <sup>3</sup> )	処 理 前 処 理 後	(O <sub>2</sub> = %) (O <sub>2</sub> = %)	(O <sub>2</sub> = %) (O <sub>2</sub> = %)	(O <sub>2</sub> = %) (O <sub>2</sub> = %)	
	い お う 酸 化 物 (ppm)	処 理 前 処 理 後				
	室 素 酸 化 物 (ppm)	処 理 前 処 理 後	(O <sub>2</sub> = %) (O <sub>2</sub> = %)	(O <sub>2</sub> = %) (O <sub>2</sub> = %)	(O <sub>2</sub> = %) (O <sub>2</sub> = %)	
	トルエン (mg/m <sup>3</sup> ) (ppm)	処 理 前 処 理 後	—	—	—	
	ホルムアルデヒド (mg/m <sup>3</sup> ) (ppm)	処 理 前 処 理 後	10mg/m <sup>3</sup> 1mg/m <sup>3</sup>	90%	③	
	ば い お う 酸 化 物 (mg/m <sup>3</sup> ) (ppm)	処 理 前 処 理 後				
	ば い 煙 量 (m <sup>3</sup> /h)	最 大 通 常	処 理 前 処 理 後			
	使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 間 使 用 日 数 等	9時から 21 時まで 1時間／回 6回／日 22日／月		時から 時まで 時間／回、 回／日、 日／月	
		季 節 変 動	なし			
	排 出 口 の 実 高 さ H o (m) 及 び 頂 上 口 径 D (m)	H o 10 D 1			H o D	
排 出 口 の 番 号	NO. 1					
陣 垂 の 有 無	有 • 無		有 • 無			
補 正 さ れ た 排 出 口 の 高 さ H e (m)						
排 出 速 度 (m/s)	10					
排 出 口 の 中 心 か ら そ の 至 近 距 離 あ る 敷 地 境 界 線 ま で の 水 平 距 離 (m)	5					
添付書類：ぱい煙処理施設(ぱい煙等の処理等を行う施設)(煙突、フード、ダクトを含む。)の構造概要図(主要寸法及び測定箇所を記入すること。)						
排出口の中心からその至近距離にある他の人の所有する建築物(倉庫等は除く。)の実高さ h(m)及び水平距離 d(m)		h 8 d 10	h d			
ぱい煙測定口の有無及び口径		有 (口径 100 mm) • 無	有 (口径 mm) • 無			
届出施設(指定有害物質に係るものに限る。)に係る使用及び管理の状況の記録事項						
備考 1 設置届出の場合には着手年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ぱい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。 3 ぱい煙の濃度は乾きガス中の濃度とすること。 4 補正された排出口の高さ H e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。 5 参考事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。						

## 届出書の提出先

事業所の所在地	相談先	届出先	提出部数
摂津市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、島本町	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導G	各市町環境部局	3部
和泉市、高石市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課	各市町環境部局	3部
大阪市	北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区	大阪市環境管理部環境管理課北部環境保全監視G	相談先と同じ
	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区	大阪市環境管理部環境管理課東部環境保全監視G	相談先と同じ
	福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区	大阪市環境管理部環境管理課西部環境保全監視G	相談先と同じ
	阿倍野区・東住吉区・平野区	大阪市環境管理部環境管理課南東部環境保全監視G	相談先と同じ
	住之江区・住吉区・西成区	大阪市環境管理部環境管理課南西部環境保全監視G	相談先と同じ
堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、茨木市、松原市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市	各市大気規制担当部局	相談先と同じ	2部
池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市環境政策課(広域環境保全課)	各市町環境部局	3部 ※池田市内事業所は2部
河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千原赤阪村	河内長野市環境政策課	各市町村境部局	3部 ※河内長野市内事業所は2部
泉大津市、忠岡町	泉大津市環境課	各市町環境部局	3部 ※泉大津市内事業所は2部

## 4. よくある質問

---

# よくある質問とその回答

## 【届出関係】

問1 既に届出済の施設で新規有害物質の排出がある場合は使用届出が必要か。また、排出基準が変更される有害物質の排出がある場合も何か手続きが必要か。

- 使用届出の提出要件にあたらないため届出は不要ですが、排出する有害物質の情報把握や排出基準値の審査のために、大阪府所管地域の事業所には「府条例大気規制に係る使用有害物質状況報告書」の提出を求めています。詳しくは相談先の自治体にご相談ください。

問2 条例改正とは関係のない物質及び施設で、過去の届出漏れが判明した。この場合使用届の提出でいいのか。

- 改正規則施行日の令和5年4月1日を待たずに、速やかに設置届を提出する必要があります。必要な手続きについては相談先の自治体にご相談ください。

問3 工事着手60日以上前に届出が必要とのことだが、新たに規制対象となる施設が5月に工事着手予定だが、どうすればよいか。

- 設置に係る実施制限の期間短縮を求めることができます。必要な手続きについては相談先の自治体にご相談ください。

# よくある質問とその回答

## 【基準が適用猶予される物質について】

問4 トルエンやクロム及び三価クロム化合物は当分の間規制基準を適用しないとのことだが、届出が必要なのはなぜか。また、適用はいつ頃になるのか。

- 改正前の条例 VOC 規制の届出対象施設である場合、猶予期間にも届出義務を課すことでの処理施設の稼働状況等を行政が把握することができ、規制開始時に対策や手続きを円滑に進めることができること、また猶予期間中でも規制対象であることを認識していただくことで事業者の意識向上につながることという理由から、届出については猶予期間は設けていません。
- 新しく追加する有害物質については、環境省の環境基準又は指針値(以下「環境基準等」という。)を基に排出基準値の設定に必要なK値を決定していますが、この2物質は現時点で環境基準等が設定されていないことから、当分の間適用猶予という形で規制を開始しています。環境基準等が設定された後に大阪府で検討をはじめることになりますが、現在環境省での2物質についての環境基準等の検討は行っていません。

問5 特にトルエンについては規制基準の適用が猶予され、VOCの規制も廃止されていることから、多量に排出しても問題はないのか。

- 条例上の排出規制は適用されませんが、適用が猶予されている2物質とも化学物質管理制度により適正管理を実施していただく必要があること、またトルエンについては令和4年4月1日に新たに策定した「大阪府における揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に基づき排出抑制に努めてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/vocguideline.html>

# よくある質問とその回答

## 【対象物質について】

問6 規制対象物質は、反応等により副生成物として発生し排出される物質も対象となるのか。

- 副生成物も対象です。

問7 どの物質が排出されるかわからない。

- 原材料のSDS・成分表・カタログ等を確認し、有害物質を含有している、又は副生する有害物質があるかを確認してください。
- 不明な場合は、排出の可能性のある項目について排ガス測定を実施してください。

## 【排出基準について】

問8 計算式が難しく、排出基準がわからない。

- 規制基準計算ツール「有害君」を以下の大阪府HPで公開していますのでご活用ください。  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/jiko.html>

問9 使用届提出後に初めて濃度測定したら、排出基準の超過が分かった。

- 排出基準適用日までに処理装置の設置等の対策を行ったうえで、変更届を提出してください。

## よくある質問とその回答

### 問10 排出口がなく、排出基準が算出できない。

- 例えば建屋内に設置され、排出口(大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部)がない場合は、条例有害物質規制の排出基準は算出できないものとなります。ただし、その場合でもばい煙発生施設に該当しますので、使用届等の提出は必要となります。

### 問11 排出基準値の算定式は「 $C = (K \cdot S) / Q$ 」であり、排ガス量が必要となるが、強制的な排ガスの排出がないので排ガス量が不明である。

- 自然な排気の場合等、排ガス量の算定や測定が不可能な場合は、問10と同様に排出基準は算出できないものとなります。この場合も使用届等の提出は必要です。

### 【規制対象施設について】

### 問12 届出対象施設に該当するかどうかは、どう考えれば良いか。

- 対象施設一覧より該当する施設があるかどうかを確認し、その上で原材料のSDS等により有害物質が排出されるかどうかを確認してください。

### 問13 届出対象施設から一律に除外される施設はどのようなものか。

- 実験の用に供するもの、移動式のものは除外されます。

## よくある質問とその回答

問14 「製造の用に供する」とは、機器等の整備や修理は含まれるのか。

- 「製造の用に供する」とは、物を製造又は加工するものであり、修理・修繕・自家消費に係る施設は該当しません。

問15 密閉された一連の系統でつながってる施設は、届出対象外か。

- 複数の施設等が密閉された一連の系統でつながっている場合は、原則として排出される箇所に最も近い届出施設のみが対象となります。

問16 一日の作業終了時や製造工程の間に施設を洗浄する際に、その洗浄剤に含まれる有害物質が排出するおそれがあるが、これも規制対象となるのか。

- 製造工程中に発生するものとはいえず、また製品製造の原料や副生成物ではないことから、当該作業から発生する有害物質は届出対象外と考えます。

【その他】

問17 罰則についてはどのような規定があるか。

- ばい煙に係る主な罰則規定は次のページのとおりです。

# よくある質問とその回答

## 罰則について(ばい煙に係る規定)

主な罰則規定	内容	罰則
施設の設置(変更)届出に関する 計画変更(廃止)命令違反	排出基準に適合しないばい煙発生施設等 の届出に係る計画変更(計画廃止)命令に 従わない場合	(法)1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (条)1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
改善命令及び一時停止命令違反	排出基準に係る改善(一時停止)命令に従 わなかった場合	(法)1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (条)1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
規制基準違反	排出基準に適合しないばい煙を排出した 場合	(法)6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (条)6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
設置・変更届出違反	ばい煙発生施設等の設置・変更届出をしな かった場合、又は虚偽の届出をした場合	(法)3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (条)3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
測定記録等違反	測定結果を記録しなかった場合、又は虚偽 の記録をした場合	(法)30万円以下の罰金 (条)20万円以下の罰金
使用届出違反	ばい煙発生施設等の使用届出をしなかつ た場合、又は虚偽の届出をした場合	(法)30万円以下の罰金 (条)10万円以下の罰金
立入検査の拒否、妨害、忌避	行政職員による立入検査に対し拒み、妨げ、 若しくは忌避をした場合	(法)30万円以下の罰金 (条)10万円以下の罰金
氏名等変更届出・廃止届出違反	ばい煙発生施設等の設置者が氏名等変 更・廃止・承継届出をしなかった場合、又は 虚偽の届出をした場合	(法)10万円以下の過料

## 問い合わせ先

- 条例改正の内容につきまして、ご質問等ありましたら以下の連絡先までお願いします。

**大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導G**

電話(直通):06-6210-9581

メールアドレス:jigyoshoshido-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

- 条例改正以外の内容(届出方法や個別の指導状況を踏まえた相談等)につきましては、P30の相談先自治体まで問い合わせお願いします。

### 【関連ホームページ】

大阪府／大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正について(令和4年4月改正)(大気規制関係)  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/jyoureikaisei.html>